

第 13 号

上告の提起及び上告受理の申立てに係る専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成 25 年 6 月 10 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

上告の提起及び上告受理の申立てについて

平成25年4月18日言渡され、同月19日送達された高松高等裁判所平成23年（ネ）第358号損害賠償請求控訴事件の判決に不服があるので、最高裁判所に上告の提起及び上告受理の申立てをする。

平成 25 年 5 月 1 日 専 決

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 1 上告人兼上告受理申立人 徳島県
- 2 被上告人兼相手方

3 原判決の表示

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人は、控訴人らに対し、各11万円及びこれに対する平成20年10月8日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 控訴人らのその余の請求をいずれも棄却する。
- (4) 訴訟費用は第1, 2審を通じてこれを2分し、その1を控訴人らの負担とし、その余を被控訴人の負担とする。

4 上告の趣旨

原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

5 上告受理の申立ての趣旨

- (1) 本件上告を受理する。
- (2) 原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

提案理由

高松高等裁判所平成23年（ネ）第358号損害賠償請求控訴事件の上告及び上告受理の申立てについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める必要がある。これが、この案件を提出する理由である。